一　内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）　次に掲げる書類

［イ～ホ　略］

ヘ　当該内国特定有価証券が特定電子記録移転権利（法第二条第三項に規定する電子記録移転権利で特定有価証券に該当するものをいう。以下同じ。）である場合であって、当該特定電子記録移転権利の仕組み、調達資金の使途、調達資金を充てて行う事業の内容その他の当該特定電子記録移転権利の概要を記載した書面（目論見書を除く。）を当該特定電子記録移転権利の募集又は売出しに使用しようとするときは、当該書面

二　第四号の三の二様式又は第五号の二の二様式により作成された有価証券届出書　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　前号ロからヘまでに掲げる書類

三　第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　第一号ロからヘまでに掲げる書類

［ハ～ホ　略］

［四・五　略］

六　第四号の四の二様式及び第五号の三の二様式により作成された有価証券届出書　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　第一号ロからヘまでに掲げる書類

ハ　［略］

［七・八　略］

2　前項各号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、前項第一号ヘに掲げる書類並びに第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第四号の四の二様式又は第五号様式により作成した有価証券届出書を提出する場合、同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第五号の三の二様式又は第五号の三の三様式により作成した有価証券届出書を提出する場合及び外国会社届出書を提出する場合における前項各号に定める書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

3　［略］

（有価証券届出書の自発的訂正）

第十三条　提出した有価証券届出書及びその添付書類につき、法第七条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により訂正届出書を提出すべきものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　第十一条各号に定める事項で当該有価証券届出書に記載しなかったものにつき、その内容が決定したこと。

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

［号の細分を加える。］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　前号ロからホまでに掲げる書類

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　第一号ロからホまでに掲げる書類

［ハ～ホ　同上］

［四・五　同上］

六　［同上］

イ　［同上］

ロ　第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ　［同上］

［七・八　同上］

2　前項各号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第四号の四の二様式又は第五号様式により作成した有価証券届出書を提出する場合及び同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第五号の三の二様式又は第五号の三の三様式により作成した有価証券届出書を提出する場合並びに外国会社届出書を提出する場合であって前項各号に定める書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

3　［同上］

（有価証券届出書の自発的訂正）

第十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　第十一条各号に掲げる事項で当該有価証券届出書に記載しなかったものにつき、その内容が決定したこと。